

鳥取大学における教員の個人業績評価に係る不服審査委員会の設置要項

平成 18 年 1 月 27 日
鳥取大学評価委員会承認

(設置)

第 1 鳥取大学評価委員会規則(平成 16 年鳥取大学規則第 72 号)第 6 条の規定に基づき、鳥取大学評価委員会(以下「評価委員会」という。)の専門委員会として鳥取大学における教員の個人業績評価に係る不服審査委員会(以下「委員会」という。)を置く。

(審査事項)

第 2 委員会は、鳥取大学における教員の個人業績評価の実施要項(平成 15 年 7 月 9 日学長裁定)第 9 の規定に基づき、教員から審査請求のあった事項に関し、その事項ごとに公正かつ適切に審査するものとする。

(組織)

第 3 委員会は、評価委員会の委員のうち、次に掲げる者をもって組織する。

- 一 評価委員会委員長
- 二 各学部の副学部長(評価担当)
- 三 委員長が指名する者 2 人
- 四 その他委員長が必要と認める者

2 前項第 3 号の委員の任期は、当該評価委員会委員の在任期間と同一とし、再任を妨げない。ただし、欠員が生じた場合の後任の委員の任期は、前任者の残任期間とする。

3 第 1 項第 4 号の委員の任期は、委員長がその都度定める。

(委員長)

第 4 委員会に委員長を置き、評価委員会委員長をもって充てる。

2 委員長は、委員会を招集し、その議長となる。

3 委員長に事故があるときは、委員長があらかじめ指名した委員がその職務を代理する。

(議事)

第 5 委員会は、委員の 3 分の 2 以上の出席をもって開くものとする。ただし、第 3 第 1 項第 2 号及び第 3 号の委員のうち、審査請求をした教員の所属する部局等の委員は、出席しないものとする。

2 委員会の議事は、出席した委員の 3 分の 2 以上の同意をもって決するものとする。

3 委員会は、審査の結果を審査請求をした教員及びその教員が所属する部局等の長に書面でもって通知するものとする。

(意見の聴取)

第 6 委員会が必要と認めるときは、審査請求をした教員及びその教員が所属する部局等の長から意見を聴取する機会を設けるものとする。

2 前項の意見聴取においては、意見聴取対象者の人権やプライバシーの保護には十分配慮するものとする。

(事務)

第 7 委員会の事務は、総務企画部総務企画課において処理するものとする。

(雑則)

第 8 この要項に定めるもののほか、委員会の運営に関し必要な事項は、委員会の議を経て、委員長が定める。

附 記

この要項は、平成 18 年 4 月 1 日から実施する。

附 記

この要項は、平成 19 年 4 月 1 日から実施する。

附 記

この要項は、平成 22 年 4 月 1 日から実施する。

附 記

この要項は、平成 23 年 4 月 1 日から実施する。

附 記

この要項は、平成 24 年 4 月 1 日から実施する。

附 記

この要項は、平成 29 年 6 月 6 日から実施する。

附 記

この要項は、平成 30 年 4 月 1 日から実施する。